

(仮称) 新南部工場施設整備・運営事業

特定事業の選定

平成 2 2 年 1 2 月 2 4 日

福岡都市圏南部環境事業組合

事業内容

1. 事業名称

(仮称) 新南部工場施設整備・運営事業

2. 対象となる公共施設等の種類

対象となる公共施設等の種類は表 1 に示すとおりである。

表 1 対象となる公共施設等の種類

施設の種類	一般廃棄物処理施設
立地場所	春日市大字下白水 104 - 5 (現福岡市クリーンパーク・南部敷地内)
施設概要	処理対象物を受け入れ , 焼却処理を行い , 処理過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設
施設規模等	510 t / 日 (170 t / 24h × 3 炉)
処理方式	ストーカ式焼却方式 (連続運転式)
供用開始	平成 28 年 4 月 1 日

3. 公共施設等の管理者

福岡都市圏南部環境事業組合 管理者 井本 宗司

4. 事業の目的

本事業は , 搬入される処理対象物を安定的かつ適正に処理するとともに , 焼却廃熱を利用して発電及び熱供給を行い , 環境負荷の低減を図ることを目的とする。

5. 事業の概要

本事業における施設の整備は D B O (Design : 設計 , Build : 施工 , Operate : 運営) 方式により実施する。

落札者は , 単独又は特別共同企業体を設立し , 本施設の設計・施工業務を行う。

さらに , 落札者は , 運営事業者を設立し , 25 年間の運営期間にわたって , 本施設の運営業務を行う。

組合は , 本施設の建設及び運営に係る資金を調達し , 本施設を所有する。事業期間は , 次のとおりとする。

- ・建設期間 : 事業契約締結日の翌日 (平成 23 年 9 月予定) から平成 28 年 3 月 31 日までの約 4 年 6 ヶ月間 (試運転期間を含む)
- ・運営期間 : 平成 28 年 4 月 1 日から平成 53 年 3 月 31 日までの 25 年間

組合が直接事業を実施する場合とD B O方式で実施する場合の評価

1 . 評価方法

(1) 評価の考え方

本事業について , D B O 方式で実施する場合を , 組合が直接実施する場合と比較して , 次の 2 点を満たす場合 , 本事業を特定事業として選定する。

民間事業者に支払う設計・施工業務の対価 (以下「建設費」という。) 及び運營業務の対価 (以下「運営費」という。) を含め , 事業期間全体における組合の費用の総額について定量的評価 (事業期間における公共財政負担の評価) を行い , 公共財政負担の十分な削減が見込めること。なお , 財政負担額の算定に当たっては , 将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ , これを現在価値に換算して評価する。事業期間全体における事業責任分担及び公共サービスの水準について定性的評価を行い , 公共のリスクの低減及び公共サービス等水準の維持ないし向上が見込めること。

(2) 評価手順

具体的には , 次により客観的評価を行った。

定量的評価の実施

- ・ 事業期間全体における組合の費用の総額 (建設費 , 運営費等) の評価

定性的評価の実施

- ・ 民間事業者に移転されるリスクの評価
- ・ 公共サービス等水準の評価
- ・ 以上の評価による総合的評価

2 . 定量的評価の実施

本事業を組合が直接実施する場合と D B O 方式で実施する場合のそれぞれにおける組合の財政負担額を比較した。

(1) 前提条件

財政負担額の比較にあたっての前提条件は表 2 のとおり設定した。なお , これらの前提条件は組合が独自に設定したものであり , 民間事業者が実際に提案する内容を制限するものではなく , また一致するものではない。

表2 定量的評価における前提条件

	組合が直接実施する場合	D B O方式で実施する場合
財政負担額の主な内訳	建設費 設計監理費 運営・維持管理費 ・光熱水費・燃料費・薬品費等 ・維持管理補修費・設備更新費 ・運転費 ・保守委託費他 ・運搬費 ・人件費 起債金利	建設費 運営・維持管理費 ・光熱水費・燃料費・薬品費等 ・維持管理補修費・設備更新費 ・運転費 ・保守委託費他 ・運搬費 ・人件費 起債金利 税金（法人税等） その他 ・S P C 設立費，一般管理費 ・アドバイザー費用 ・保険料 ・モニタリング費用 ・民間収益
収入の内訳	余剰電力売却収入	
共通条件	事業期間 ・建設期間 事業契約締結日の翌日（平成23年9月予定）から平成28年3月31日までの約4年6ヶ月間（試運転期間を含む） ・運営期間 平成28年4月1日から平成53年3月31日までの25年間 割引率（現在価値に換算する率）：2% その他条件：表1に示すとおり。	
資金調達に関する事項	循環型社会形成推進交付金 起債 一般財源	
設計費及び建設工事費に関する事項	民間事業者を対象に行った見積調査結果及び関係市町の同種施設の実績等に基づき設定。	民間事業者を対象に行った見積調査結果等を参考に設定。
維持管理費・運営費に関する事項	民間事業者を対象に行った見積調査結果及び関係市町の同種施設の実績等に基づき設定。	民間事業者を対象に行った見積調査結果等を参考に設定。

(2) 評価結果

以上の前提条件により、本事業を組合が直接実施する場合とD B O方式で実施する場合の事業期間を通じての財政負担額を算出し、現在価値に換算した上で比較した。その結果、D B O方式の方が8.9%程度財政負担の縮減を見込むことができる。

3. 定性的評価の実施

(1) 民間事業者に移転されるリスクの評価

D B O方式で実施する場合は、係るリスクを「最も適切に管理できる者に移転する」ことで適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応を図ることができるため、組合が直接実施する場合に組合が負担するリスクの一部を、民間事業者に移転して実施する。

民間事業者が負担するリスクは、民間事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できると考える。

(2) 公共サービス等水準の評価

本事業をD B O方式にて実施することにより、以下に示すような公共サービス等水準の向上を期待することができる。

設計・施工及び運営を一体的に行うことによる事業の効率化

設計・施工業務及び運営業務を一体的に実施することで、施設の設計段階から建設や運営までを見据えた効率的な整備が期待できる。また、民間事業者が保有するノウハウや創意工夫が活用できる。

運営を長期間かつ包括的に発注することによる効率化

これまで単年度契約により個別発注していた運営業務を、長期的かつ包括的に業務を委託することにより、民間事業者は複数年度にわたる業務改善効果を見込んで業務を実施することができる。

4. 総合的評価

本事業は、D B O方式にて実施することにより、組合が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた組合の財政負担額について、8.9%の縮減を期待できるとともに、公共サービス水準の向上等の定性的効果も期待することができる。

したがって、P F I法第6条の規定に則って特定事業として選定する。